

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の取扱要綱

1 目的

この要綱は、シンガポール向けに輸出される殻付き家きん卵（以下「シンガポール向け輸出殻付き家きん卵」という。）について、シンガポールが求める輸出条件を明示するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第45条第3項に基づく輸出検疫証明書の交付手続等を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「家きん」とは、鶏、あひる、七面鳥又はうずらをいう。
- (2) 「殻付き家きん卵」とは、家きんの殻付き生鮮卵であって、人の食用に供されるものをいう。
- (3) 「生産農場」とは、シンガポール向けに殻付き家きん卵の輸出開始を希望する採卵農場をいう。
- (4) 「認定農場」とは、本要綱に基づき申請し、シンガポール食品庁（以下「SFA」という。）に認定された採卵農場をいう。
- (5) 「畜産主務課」とは、生産農場又は認定農場の所在地を管轄する都道府県の畜産主務課をいう。
- (6) 「家畜保健衛生所」とは、生産農場又は認定農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所をいう。
- (7) 「畜産主務課等」とは、畜産主務課及び家畜保健衛生所をいう。

3 シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の家畜衛生要件

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵は、認定農場由来のものであり、かつ、次の

- (1) から (7) までの全ての条件を満たす必要がある。
- (1) 我が国において、高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）が法第12条の2に基づく通報の対象疾病であること。
- (2) HPAIについて、次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 我が国において、HPAIに係る防疫措置の完了から28日が経過しており、かつ、その後HPAIが発生していないこと。
 - ② HPAIの発生により、シンガポール向けの家きん由来製品に対する輸出検疫証明書の交付が一時停止中ではない都道府県に由来する家きんから得られた殻付き家きん卵であること。
- (3) 無精卵であること。
- (4) 十分に発達した殻を有し、かつ、清潔で新鮮であって、人の食用に適するものであること。
- (5) 適切に消毒された包装材により衛生的に包装されていること。
- (6) 健康を害する添加物や着色料が添加されていないこと。
- (7) 輸出前7日以内（貨物が日本を出発する日から起算して7日以内）に交付された輸出検疫証明書添付されていること。

4 認定農場の要件

認定農場は、次の（１）から（９）までの全ての要件を満たすこと。

- （１） 飼養衛生管理基準を遵守していること。
- （２） 放牧場等の野外で飼養していないこと。
- （３） 単一種かつ単一生産タイプの家きん（例：採卵鶏）のみ飼養していること。
- （４） 原則として、家きん舎においては、当該家きん舎ごとに同一日齢の家きん群を飼養し、オールイン・オールアウト方式を実施すること。オールイン・オールアウト方式を実施しない場合には、家きん群ロット管理及び機材の洗浄・消毒が適切に実施される等オールイン・オールアウト方式に準じる管理が行われていること。
- （５） 家きん舎内で敷料を使用している場合は、当該敷料をかび等の発生のない良好かつ乾燥した状態に保つこと。
- （６） 死体及び廃棄物（排せつ物及び敷料を含む。）の処理を適切に実施すること。
- （７） 生産農場は次の①から⑩までを作成し、最終作成日から起算して少なくとも1年以上保管すること。
 - ① ワクチン接種計画
 - ② 動物用医薬品及びワクチンの使用記録
 - ③ 生産記録（家きん飼養羽数、とう汰羽数及び死亡率を含む。）
 - ④ 飼料及び飼料添加物の使用記録
 - ⑤ 検査機関の報告書（9に規定するサルモネラ・エンテリティディス（以下「SE」という。）管理計画に則った検査の結果等）
 - ⑥ ペストコントロール記録（ねずみ及び害虫駆除対策の記録等）
 - ⑦ トレーサビリティ記録（出荷記録等）
 - ⑧ 生産農場で発生した疾病の記録
 - ⑨ 家きんの導入元に関する記録
 - ⑩ 洗浄及び消毒の記録
- （８） SEについて検査し、清浄であることが確認されていること及びニューカッスル病（病原性が高いもの）が輸出前3か月間発生していないこと。
- （９） 飼料の群間移動を行っていないこと。

5 農場の認定手続

- （１） 生産農場の所有者等は、3及び4の要件を理解した上で、畜産主務課等の協力を得て、SFAのウェブサイトに掲載された農場登録申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。）を、9（1）を踏まえて、原則日本語及び英語で作成し、畜産主務課等を経由して、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに電子媒体で提出すること。
（SFA ウェブサイト：<https://www.sfa.gov.sg/food-import-export/seeking-accreditation-of-overseas-food-sources>）
なお、生産農場の所有者等は、申請書類等の原本を少なくとも5の認定手続が終了するまで保管すること。
- （２） 申請書類等を受け付けた畜産主務課等は、書類確認及び現地調査により申請内容を確認し、支障がないと認めたときは、畜産主務課から動物衛生課に申請書類等を電子媒体で提出すること。
なお、SEの管理について確認する際には、9（1）を踏まえること。
- （３） 動物衛生課は、上記申請書類等を受理し、内容に支障がないと認めたときは、SFAに当該申請書類等を送付すること。

- (4) SFAによる農場認定に当たって、書類審査に加え、必要に応じて農場の現地調査が実施されること。
- (5) 動物衛生課は、SFAから当該農場を認定した旨の通知を受理した場合は、畜産主務課等を通じて当該農場の所有者等に連絡するとともに、農林水産省動物検疫所（以下「動物検疫所」という。）宛てに連絡すること。
- (6) (5)の連絡を受けた動物検疫所は、動物検疫所のウェブサイト上に掲載している認定農場リストに当該農場を追加し、公表すること。

6 認定後の事務等

(1) 認定農場の定期確認

畜産主務課等は、認定農場に立入りを行うこと等により、当該認定農場が4に定める要件を満たしていること及び9に定めるSE管理計画を適切に実施していることを原則年1回以上確認すること。その際、要件を満たしていない事項又はSE管理計画が適切に実施されていないことが確認された場合は、畜産主務課等は当該認定農場に対し、是正措置を講ずるよう指示を行うとともに、畜産主務課は動物衛生課へこのことを報告すること。

(2) 輸出検疫証明書の交付手続

① 畜産主務課等への確認書の申請

シンガポールに殻付き家きん卵を輸出しようとする者（以下「申請者」という。）は、輸出しようとする殻付き家きん卵が由来する認定農場が4（8）の要件を満たしていることについて、畜産主務課等宛てに確認書の発行を申請すること。

② 確認書の発行

①の申請を受けた畜産主務課等は、当該認定農場が要件を満たしていることが確認できた場合には、確認書を発行するとともに、確認書の原本の写しを確認書が発行された日から起算して少なくとも1年間保管すること。

③ 動物検疫所への輸出検査の申請

申請者は、輸出しようとする殻付き家きん卵が3に定める要件を満たす必要があることを十分理解した上で、動物検疫所に対し、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に定める輸出検査申請書に、②で発行された確認書、別紙様式1の申告書及び家畜防疫官が指示する必要書類を添えて提出し、輸出検査を申請すること。

④ 輸出検疫証明書の交付

ア 動物検疫所は、シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた殻付き家きん卵について、申請者に対し、別紙様式2により輸出検疫証明書を交付するとともに、原本の写しを保管すること。

イ 申請者は、殻付き家きん卵の輸出に当たり、交付された輸出検疫証明書の原本を当該殻付き家きん卵に添付して輸出すること。

ウ 申請者は、アにより交付された輸出検疫証明書に係る殻付き家きん卵について、ロットの再構成及び封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を動物検疫所に返納すること。

7 認定農場の変更又は認定の取下げ

- (1) 認定農場の所有者等は、当該施設の名称、所在地（住所表記を含む。）、連絡先又はSE管理計画の記載事項の変更があった場合には、速やかに別紙様式3に、必要に応じて関係書類を添えて、畜産主務課等を経由して動物衛生課宛てに届け出ること。なお、SE管理計画の記載事項の変更に当たっては、事前に畜産主務課等

に相談すること。

- (2) 認定農場の所有者等は、認定農場又は当該認定農場に由来する殻付き家きん卵が3若しくは4に掲げる要件に適合しなくなった場合又は当該認定農場に由来する全ての殻付き家きん卵のシンガポール向け輸出を行わないこととした場合には、別紙様式3により、畜産主務課等を経由して動物衛生課宛てに、当該認定の取下げを届け出ること。
- (3) (1)又は(2)の届出を受けた動物衛生課は、内容に支障がないと認めたとときは、当該認定に係る変更又は当該認定の取下げをSFAに通知すること。
- (4) 動物衛生課は、SFAから当該認定に係る変更又は当該認定の取下げを受理した旨の通知を受けた場合には、畜産主務課等を通じて当該農場の所有者等に連絡するとともに、当該通知が認定農場の名称若しくは所在地の変更又は認定の取下げに係るものである場合には動物検疫所宛てに連絡すること。
- (5) (4)の連絡を受けた動物検疫所は、動物検疫所のウェブサイト上に掲載している認定農場リストの修正を行い、公表すること。

8 認定農場の認定取消し

- (1) 認定農場が次の①又は②に該当することが判明した場合には、動物衛生課は、当該認定農場の認定の取消しをSFA宛てに要請することができる。
 - ① 認定農場が4に掲げる要件に適合しないことが判明したとき。
 - ② 認定農場の所有者等が、虚偽その他不正な方法で申請等を行ったことが判明したとき。
- (2) 動物衛生課が(1)の要請を行うときは、動物検疫所に、当該認定農場由来の殻付き家きん卵に対する輸出検疫証明書の交付の一時停止について連絡するとともに、SFAに当該認定農場からの輸出を一時停止する旨通知すること。
- (3) SFAが(1)の要請又はシンガポールの法令等に基づいて認定農場の認定の取消しを判断した旨の連絡を受けた動物衛生課は、当該農場の所在地を管轄する都道府県の畜産主務課等を通じて当該農場の所有者等に連絡するとともに、動物検疫所に、当該農場由来の殻付き家きん卵に対する輸出検疫証明書の交付の停止について連絡すること。
- (4) (3)の連絡を受けた動物検疫所は、動物検疫所のウェブサイト上で公表している認定農場リストの修正を行うこと。

9 SE管理計画

- (1) SE管理計画策定に係る注意事項
生産農場の所有者等は、申請書類等に含まれる生産農場におけるSE管理計画を策定する際には、「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」（平成17年1月26日付け第8441号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）及び次の①から⑤までの事項を踏まえた上で、畜産主務課等と相談の上、作成すること。
 - ① 全ての家きん舎について、年に4回以上SE検査を受けること。また、当該検査のうち、1回以上は畜産主務課等が採材すること。
 - ② 検査サンプルは、ふん便やちり等を含め、家きん舎全体から採材すること。
 - ③ 糞及び飼料を導入する際には、SEについて陰性であることを確認をすること。
 - ④ 飲料水について、SE検査等の微生物検査を行っている場合は申請書に記載すること。
 - ⑤ 少なくとも①の検査機関については、次のアからウまでのいずれかとする。ただし、ウの場合、内部精度管理及び外部精度管理が適切に行われているこ

とを示す資料を提出すること。

ア 家畜保健衛生所

イ 食品衛生法上の登録検査機関のうち、細菌学的検査を実施可能な機関

(厚生労働省ウェブサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html)

ウ ア及びイに準ずる検査能力を有する検査機関

(2) 農場認定後のSE管理計画運用

① 認定農場は、策定した管理計画に従い、SE検査を実施すること。

② 認定農場は、検査結果について記録を作成し、作成した日から起算して少なくとも1年以上保管すること。

③ 畜産主務課等は、6(1)で規定する定期確認等において、原則年1回以上②の記録を確認すること。

(3) 農場認定後にSEが摘発された場合

① 認定農場においてSEが摘発された場合、当該認定農場の所有者等は、速やかに畜産主務課等まで報告するとともに、申請書類等の記載事項に従い、オールアウト等による清浄化を図ること。

② ①の報告を受けた畜産主務課等は、当該認定農場の所有者等からの求めに応じ、適切に指導・助言を行うこと。

10 留意事項

(1) 認定農場の所有者等は、シンガポール向け輸出殻付き家きん卵に係るシンガポールの関連規定で定める基準及び規格について自ら情報収集を行い、当該関連規定を満たしていることを確認すること。

(2) 認定農場の所有者等は、シンガポール国内の残留物質規制について、Sales of Food Actの付属規定であるFood Regulationsにより規定されていることに留意すること。

(シンガポール政府ウェブサイト：<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1>)

(3) シンガポール向け輸出殻付き家きん卵を取り扱う選別包装施設は、管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区による計画的な監視指導を受けており、食品衛生法に適合していること。

(4) 由来する認定農場の特定のため、SFAから認可されたコードが個別にラベリングされていること。なお、ラベリングのガイドラインはSFAのウェブサイトを参照すること。

(SFAウェブサイト：<https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers>)

(5) シンガポール向け輸出殻付き家きん卵を冷蔵コンテナで輸送する場合は、輸送の間、当該殻付き家きん卵がシンガポール到着時に衛生的で新鮮な状態に保たれる温度が維持されていること。

なお、SFAからは、殻付き家きん卵について、コールドチェーン管理を行うことが推奨されていることに留意すること。

シンガポール向けに輸出される食用殻付き卵に関する申告書

申告者（認定農場等）の名称及び住所

年 月 日

私（申告者）は、下記1の日本産食用殻付き卵について、下記2から6までの内容を満たしていることを申告します。

記

- 1 輸出する製品の詳細
数量（重量、個数及びこうり数） kg
（ eggs × packs） 計 個
採卵日 年 月 日
認定農場の名称及び所在地

認定農場の施設番号

上記の卵は、

- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生のない都道府県で飼育されている家きん群由来のものです。
- 3 無精卵であり、シンガポール食品庁（SFA）により卵の輸入を許可された農場で飼養されている卵用家きん群由来のものです。
- 4 十分に発達した殻を有し、清潔で新鮮であり、人の食用に適したものです。
- 5 適切に消毒された包装材により衛生的に包装された食用の殻付き卵です。
- 6 健康を害する添加物及び/又は着色料が添加されていないものです。

以上

(別紙様式2 輸出検疫証明書様式)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No.

申請者住所
Address of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。
This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量、個 数 又 は こ う り 数 Weight, Nos, of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	See attached sheet.

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

*Attached export quarantine certificate
for table eggs to be exported to Singapore from Japan*

Health Certificate No.:

Date of issue:

No. of pieces:

I, the undersigned Official Animal Quarantine Officer, endorse the following:

- 1 Highly pathogenic avian influenza (HPAI) is a notifiable disease in Japan.
- 2 Japan has been free from HPAI for the past 28 days following a stamping out policy in accordance with Article 10.4.6 of OIE Terrestrial Animal Health Code.

OR;

The table eggs were not derived from birds originating from XXXX prefecture.

- 3 The table eggs are unfertilized and derived from layer flocks kept in a farm accredited for the import of eggs by SFA, Singapore.

Name and address of the farm:

(農場名)

(所在地)

- 4 The farm where the eggs originate has been free from *Salmonella* Enteritidis, and no case of velogenic Newcastle disease has been diagnosed on the farm for the last three months prior to export.
- 5 The table eggs have a fully developed shell and were clean, fresh and fit for human consumption.
- 6 The table eggs have been handled and packed in appropriately sanitised packing materials and containers in a hygienic manner.
- 7 Additives and/or colouring matters injurious to health have not been added.

ANIMAL QUARANTINE SERVICE
MINISTRY OF AGRICULTURE FORESTRY AND FISHERIES
JAPANESE GOVERNMENT

Animal Quarantine Officer

(Signature)

(別紙様式3 認定農場の変更又は認定取下げ届)

年 月 日

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつてはその所在地、名称、代表者の氏名)

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の認定農場の変更(認定の取下げ)に係る届出

「シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の取扱要綱」に基づき、下記の認定農場の変更又は認定の取り下げについて届け出ます。

記

- 1 認定農場の施設番号、名称及び所在地(日本語・英語併記)
- 2 認定の

変更
取下げ
- 3 変更・認定取下げ理由
- 4 変更・認定取下げ年月日
- 5 変更の場合
 - (1) 変更事項(日本語・英語併記)
 - (2) 添付書類

(注) 添付書類は必要に応じて添付し、英語で記載すること。